

子育て支援事業を紹介します！

～ 幼稚園との連携 ～

市では子育て支援サービスの充実を目指して、さまざまな事業を行っています。
今回は、市内の幼稚園と連携して行っている子育て支援事業を紹介します。

くわしくは 子育て支援課 子育て環境係 ☎21-5186

◎子育て支援事業◎

各幼稚園と連携し、それぞれの特色を生かした事業を行っています。

◆未就園児親子教室(下表参照)

就園前の親子を対象に、月1回程度開催しています。幼稚園を体験してもらおうと同時に、遊び場や友達づくりの場を提供しています。

◆預かり保育

働いている保護者の方が利用しやすいように、保育時間を延長してお子さんをお預かりします。

◆特別支援教育

障がいのあるお子さんと一緒に遊び、学ぶ保育を行っています。

◆園庭開放

地域の方々との交流の場や遊び場、友達づくりの場として、幼稚園の園庭を開放しています。公園に行く感覚で、気軽にご利用ください。

※お子さんだけではなく、保護者の方も一緒にお越しください。また、ご利用の際には、必ず幼稚園の職員に声を掛けてください。

◆子育て相談

お子さんの健康管理や子育ての悩みなどの相談をお受けします。

◆満3歳児の受け入れ

年度の途中でも、満3歳の誕生日から幼稚園に入園することができま



未就園児親子教室

名称	とき	ところ	内容
ひよこ教室 (毎月1回)	6月6日(月) 午前10時30分から	聖アントニオ幼稚園	親子体操教室
つくしクラブ (毎月2回火曜日)	6月7日・21日(火) 午前10時から	清滝幼稚園	幼児スポーツ専任講師による親子体操教室・読み聞かせなど
ハレルヤ教室 (毎月1・2回)	6月11日(土) 午前10時20分から	聖ヨゼフ幼稚園	親子体操教室
やんちゃるクラブ (毎月1回)	6月16日(木) 午前10時～11時45分	今市中央幼稚園	手遊び・運動遊び・製作遊びなど
わいわいクラブ (毎月1回)	6月22日(水) 午前10時30分から	今市幼稚園	手遊び・エプロンシアター・おもちゃ作りなど
Y・Yクラブ (毎月1回)	6月24日(金) 午前10時～11時	長畑幼稚園	親子体操教室 バルーンあそび
キティくらぶ (毎月1回)	6月29日(水) 午前10時30分から	きぬ川幼稚園	手遊び・親子体操教室・英語教室・観劇・製作遊びなど
お楽しみ会	7月7日(木) 午前10時30分から	輪王寺附属日光幼稚園	観劇会(らくりん座)
	10月21日(金) 午前11時から		おみせやさんごっこ

※すべて親子での参加となります。
※詳細については、各園にお問い合わせください。

子ども手当は 引き続き支給されます！

平成22年度から始まった子ども手当は、4月から9月までの6カ月分について、これまでと同額(月額1万3,000円)が支給されることになりました。

子ども手当は、資格のある方からの申請がないと支給されません。申請がお済みでない方は、忘れずに手続きをしてください。

対象になる子ども

満15歳到達後、最初の3月31日までの間にある子ども(中学校修了前)。

支給資格者

子どもを監護し、かつ、家庭の生計中心者である父または母。

※父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持している方になります。

支給金額と支給月

対象の子ども1人につき月額1万3,000円を支給します。支給月は次のとおり(4カ月分をまとめて

支給)。

- 6月：2月～5月分
- 10月：6月～9月分

申請について

平成22年度に子ども手当を受給している、支給対象となる子どもの人数に変更がない方は、申請の必要がありません。

申請が必要な方や申請に必要なものは次のとおりです。

❖申請が必要な方 その1

- 出生などにより、新たに養育する子どもができた方。
- すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方。
- すでに受給していて、他の市町村から引越しをされた方。
- これまで受給していた方で、かつ、新たに公務員になった方または公務員でなくなった方。

↓申請に必要なもの

- 受給資格者と子どもの健康保険証
- 受給資格者名義の通帳
- 印鑑(認め印)

※この他、必要に応じて提出していただく書類があります。
※公務員の方は、勤務先で申請してください。

❖申請が必要な方 その2

- 単身赴任などで受給資格者のみ住所が変更となった方。

●対象となっている子どもの住所が変更となった方。

↓申請に必要なもの

- 子どもの住所が市外の場合、子どもが住所を置いている世帯全員の住民票(本籍と続柄の記載があるもの)
- 印鑑(認め印)

❖申請が必要な方 その3

- 離婚や死別などで受給資格者が変更となる方。

↓申請に必要なもの

- 新たに受給資格者となる方の健康保険証
- 新たに受給資格者となる方名義の通帳
- 印鑑(認め印)

現況届の提出

子ども手当の受給に関して、6月に現況届を提出する必要はありません。

くわしくは

子育て支援課子育て給付係

☎(21)5101